

昭和二十四年十一月二十二日  
答弁 第一一五号

(質問の 二二五)

内閣衆甲第八六号

昭和二十四年十一月二十二日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員加藤充君提出国家公務員に対する不利益処分の審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員加藤充君提出国家公務員に対する不利益処分審査に関する質問に対する

答弁書

不利益処分の審査制度は、国家公務員法で新たに認められたもので、通常の民事及び刑事の訴訟とは異なる新しい性格を持った行政面における準司法的な争訴手続であるから、その運営法規の制定には最大限の慎重さをもつて当ることが必要であつて、又一面人事関係の処理の複雑困難性より新制度に習熟した人的組織の整備を必要としたのである。これに必要な規則を整備して後は、この制度の能率的運営により、法の精神の顯現に全力を盡している。

右答弁する。